

## 平成 22 年度 第 1 回市長タウンミーティング議事録

と き：平成 22 年 4 月 10 日(土)  
午前 10 時 30 分～12 時  
ところ：西公民館  
参加者：32 人

### ○市長あいさつ

(市長より、平成 22 年度の施策・予算についての説明が行われました。)

### ○意見交換

#### 質問 (女性)

子育ては家庭が基本で、それを地域や行政がサポートするものであると思います。そうした子育て支援の考え方も含めこども医療費支給制度についてお聞きします。10 月から医療費支給の範囲が通院に関しても中学校卒業までに拡大されることは、たしかに子育てをするうえでたいへんありがたいと思いますが、今後、無料が当たり前となって要求も拡大してしまうことになりかねません。当然財政的に厳しくなります。今後、どこまで助成の拡大をしていくのでしょうか。

#### 回答 (市長)

子育てはまず家庭が基本で、それを行政がサポートするという点は同感です。それを前提に、これまで子育てに対する支援が弱かったと考えており、子育て支援を強める中心的施策として、マニフェストに掲げたとおり中学卒業までのこども医療費無料化を実施していきたいと思っています。この制度は、義務教育期間にお子さんが病気になった場合、経済的心配がなく医者にかかれるようにしようとするもので、子育てを支援するうえで重要な役割を果たしていると考えています。今後の対象範囲の拡大については、現時点では考えていません。

#### 質問 (女性)

子ども手当の受給について、日本国内に住所のある外国人が母国に残している子どもにも支給されることから、養子ビジネスなどの不正受給が懸念されていますが、蕨市としての対応はいかがですか。

#### 回答 (市長)

国の施策としての子ども手当に関しては、子育てに対する経済的支援を強めていくという点では正しいと考えています。蕨市では中学卒業までのこども医療費無料化の拡大などのマニフェストは、財政見通しを立てながら実施をしており、現に蕨での借金は減らしていますが、国が進める子ども手当てに関しては、事業を行うための財政的な見通しや裏づけが見えません。そうしたことに加え、外国人の方への受給制度の設計が不十分などといった課題もあります。不正受給が行われないように、国としても厳密にチェックする方法を考えていると言われていますが、どの段階でチェックするかは未定ですし、財政的にも事務的にも市町村で行われるようになり、負担がかかることを懸念しています。私も会員である埼玉県市長会でも、市町村に負担を求めないように、国に働きかけています。

### 質問（女性）

子宮頸がん予防ワクチン接種の補助に関して、市はどのように考えられていますか？

### 回答（市長）

子宮頸がんを予防できるワクチンが厚生労働省で認可されました。費用は、計3回の接種で約50,000円かかります。現在、蕨市で独自助成の予定はありませんが、がんを予防できるということでたいへん意義があると思います。予防接種は、国の公衆衛生分野であり、公費助成の在り方も含めてまずは検討すべきで、国会にも子宮頸がんワクチンの公費助成を求める動きもありますので、そうした国の動向を見守るとともに、市で助成する場合には財政負担の問題もありますので、今後、研究をしていきたいと思っています。

### 質問（男性）

広報4月号で、一般会計予算の内訳を見ましたが、生活保護費が約21億円とずば抜けた金額になっています。今後も生活保護者は増加していくと予想され、受給者には高齢者も多いと思います。高齢者が増える中で、今後の市の対応は財政的に厳しいなか、市の施策はどうなのでしょう。

### 回答（市長）

リーマンショック以降の不況で、派遣切りなどから、全国的に生活保護受給者は急増しており、蕨市においても、平成16年と比較して、約1.5倍の増加(世帯数での比較)となっています。他市においても同様で、蕨市以上の伸び率の自治体もたくさんあります。

生活保護は国の制度で、憲法25条に規定する生存権を具体化した重要な制度です。従って、その費用はすべて国が負担する仕組みになっており、市町村は実際の事務を行

っていますので、法律にのっとった運用が重要で、必要な方には資格認定を、そうでない方には、資格停止といった対応をしていきます。

蕨市としては、受給者の増加に合わせて、新年度よりケースワーカーを増員していきます。市長就任以来、市職員は減らしているなか、ケースワーカーの増員で、よりきめ細やかな対応をしていこうと考えています。

### 質問（男性）

市議会議員のある会派のチラシで、市職員の退職金に水道料金不正流用とありますが、どのようなことなのでしょう。

### 回答（市長）

水道部の職員3人が定年退職を迎えましたので、水道事業会計に退職金を計上したもので、何も問題がありません。退職金のような義務的経費については法律上、予算を否決されても、原案通り執行できる決まりとなっているため、原案どおり退職金をお支払いしました。

以前は蕨市の水道管の耐震化が遅れていたため水道料金だけでは耐震化の費用を賄うことが難しいため、蕨市が費用を出資したり、退職する水道部職員を退職間際に異動させ退職金を一般会計で負担していた時期もありましたが、水道管の耐震化も進み、また水道事業会計も黒字で安定していることから、20年度から通常通り、水道部職員の退職金は水道事業会計で負担しています。今回の退職金の支払いで水道部事業会計が不安定になったり値上げが必要になることはありません。

### 質問（女性）

錦町にある銭湯は、地下水をくみ上げて温泉を出していると思いますが、くみ上げに対する市としての対応はいかがでしょうか。

### 回答（市長）

温泉は、「温泉法」という法律によって規定されており、温泉の掘削などは都道府県知事の許可、また、温泉の公共的利用についても都道府県知事または保健所設置市(区)長の許可が必要です。温泉を管轄するのは埼玉県となりますが、県では、そうした環境への配慮から温泉の汲み上げ量等の規制を行っています。

※ご質問いただきました内容に関して、担当課の確認など、その場でお答えできなかった内容を、加筆・修正して公開しています。